

令和8年7月  
在ヒューストン日本国総領事館

「在留邦人実態調査」の実施について

テキサス州及びオクラホマ州の在留邦人の皆様

外務省は、毎年、海外にお住いの「在留邦人実態調査」を行っています。

調査の対象となった方を対象に、順次、在留届にお届けのメールアドレス、電話、郵便を通じて調査を実施しますので、あらかじめお知らせします。

【調査対象となった方】

- 1 在留届の渡航目的が「長期滞在」で、在留届に登録されている全員または一部の方の滞在期間が超過している方
- 2 滞在期間が未登録の方

【調査対象となった方へのお願い】

お届けの在留届につきましては、現在の在留状況に応じて、滞在期間の延長、帰国・転出の手続きをお願いします。